

災害時の葬祭業務の委託に関する覚書

災害発生時における葬祭業務に関し、豊中市（以下「甲」という。）と豊中市営葬儀取扱店組合（以下「乙」という。）とは次のとおり覚書を交換する。

（目的）

第1条 この覚書は、自然災害及び航空機・列車事故または甲がこれに準ずると認めたもの（以下「災害」という。）に起因する多数の死者が一時的・集中的に発生した場合において、社会の秩序維持と公共福祉の精神に基づき、甲及び乙があい協力し、その葬祭業務を円滑に遂行する等事態の処理について定めることを目的とする。

（委託する業務）

第2条 甲は、乙に対し次の葬祭業務を委託する。

- (1) 死体の安置場所の設営
- (2) 棺（付属品を含む。）の調達
- (3) 納棺または火葬に至るまでの業務
- (4) その他甲が指定する業務

（実施方法）

第3条 乙は、災害が、発生した場合において、甲から前条の葬祭業務の実施の指示を受けたとき、これを別に定めるところにより誠実に行うものとする。

（委託料）

第4条 甲は、乙に対し、第2条の葬祭業務の実施に要する費用として別に定める算定方法により算出して委託料を支払うものとする。

ただし、当該災害の原因者が他に存在する場合は、その支払い方法及び額については別途甲・乙協議するものとする。

（損害賠償）

第5条 乙が実施する葬祭業務に従事する者が損害を受けたとき（次条に定める場合を除く。）は、甲は、豊中市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第41号）の例により、その損害を補償するものとする。

（対物補償並びに免責事項）

第6条 乙が第2条の葬祭業務を行うについて、これに使用する車両等の機材につき損害を受けたときは、甲は、その損害を補償する。ただし、次の各号に掲げる場合においてはこの限りでない。

- (1) 葬祭業務に従事する者の故意または重大な過失による場合。
- (2) 当該損害につき、乙または乙の葬祭業務に従事する者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合。
- (3) 当該損害が第3者によるものであって、かつ、当該第3者からその損害賠償を受けるこ

とができる場合。

(報告)

第7条 乙は、甲に対し甲から実施の指示を受けた葬祭業務の完了後速やかに別に定める事項につき報告書を提出するものとする。

(委託料の返還等)

第8条 甲は、乙がこの覚書または別に定めるところによる甲の指図に違反したと認めるときは、委託料の一部もしくは全部の返還を請求し、またはこの覚書を解除することができる。

(その他)

第9条 この覚書について疑義または、変更の必要を生じたときは、甲・乙協議のうえそのつど決定するものとする。

(この覚書の有効期間)

第10条 この覚書の有効期間は、覚書交換の日から2年とする。ただし、有効期間満了1か月前までに甲・乙双方またはいずれか一方からこの覚書の変更または解除の意思表示のないときは、自動的に逐次1か年延長されるものとする。

この覚書交換を証する本書2通を作成し、署名押印のうえ、各自その1通を保有する。

昭和53年6月1日

甲 豊中市中桜塚3丁目1番1号
豊中市長 下村 輝 雄

乙 豊中市中桜塚2丁目12番2号
豊中市営葬儀取扱店組合
組合長 上村 登

(別紙)

葬祭業務に関する実施細目

豊中市(以下「甲」という。)と豊中市営葬儀取扱店組合(以下「乙」という。)との間で交換された昭和53年6月1日づけ覚書第2条の規定による業務の実施細目は、次のとおりとする。

第1条 覚書第2条第2号の付属品とは、次の物品をいう。

- (1) 棺用ふとん及び仏衣一式
- (2) 三段位牌
- (3) 経機
- (4) 三具足
- (5) 寝棺おおい
- (6) ローソク、線香セット
- (7) 骨つば(骨袋含む)
- (8) ドライアイス

2 前項各号に掲げる付属品の価格については、甲及び乙が別途協議する。

3 乙は、棺及び付属品の調達のため、あらかじめ次のとおり備蓄する。

- (1) 場所 乙所属の各店舗
- (2) 数量 各店舗ごとに組合規約に定める数量。ただし、その総数は200組とする。

4 災害発生時における乙の活動可能人員及び車両台数は、おおむね次のとおりとする。

人員	42名
車両	30台
内訳	霊きゆう車(宮型) 3台
	ライトバン(寝台車) 11台
	トラック(最大積載量1.5トン積) 16台

第2条 覚書第2条の指示等の連絡先は次のとおりとする。

- (甲) 豊中市中桜塚3丁目1番1号
豊中市保健衛生部衛生課
電話(848)1121 内線335
- (乙) 豊中市中桜塚2丁目12番2号 株加納
豊中市営葬儀取扱店組合事務局
電話(853)6171

2 甲の指示を受けて出動した乙の葬祭に従事する者は、現場における甲の職員の指示に応じ、専門的葬祭業務従事者としての知識及び経験により、その責任において誠実に業務を処理する。

第3条 委託料の算定方法は第1条の規定による各付属品の価格に実使用数を乗じて算出するものとする。

第4条 乙は、甲から実施の指図をうけた葬祭業務を完了したときに、甲に完了の連絡を行うとともに、次の様式により報告するものとする。

葬 祭 業 務 完 了 報 告 書

実施責任者名 ()

実施 年月日	火葬 年月日	死亡者		施主		使用物品及び車両			備考
		氏名	年齢	死亡者 との関係	氏名	品目	数量	金額 (円)	

- 注 1 活動人員数は、備考に記入する。
- 2 使用物品及び車両については金額のみを一括して掲げてよいが、その場合は、明細書を添付すること。
- 3 施主とは遺族等近親者をいう。ただし、遺族等近親者不明のときは、市長とする。